

富山市入札公告第14号

入札公告

八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年4月2日

富山市長 森 雅 志

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業
- (2) 事業場所 富山市八尾町井田地内
- (3) 事業概要 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施する。入札参加者は、開札及び審査の結果、落札者となった場合は、仮契約締結の日までに、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、PFI手法（BTO方式）により次の業務を行う。
 - ア 設計業務
 - イ 建設業務
 - ウ 工事監理業務
 - エ 維持管理業務
 - オ 運營業務
- (4) 事業期間 本契約締結の日から平成49年3月31日まで
- (5) 予定価格 5,408,444,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 入札参加者の構成等
 - ア 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループ（以下「入

札参加グループ」という。)とし、入札参加者は、代表企業を定めるものとする。

イ 代表企業又は構成企業（入札参加者の代表企業以外の企業をいう。以下同じ。）が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として明らかにしなければならない。

ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者となった場合は、仮契約締結の日までに代表企業及び全ての構成企業の出資によりSPCを設立しなければならない。代表企業の出資割合は、全事業期間を通じて入札参加グループ中最大でなければならない。

エ 代表企業の出資割合は、出資者中最大でなければならない。

オ 代表企業及び構成企業以外の者は、SPCの出資者となることができる。ただし、全事業期間を通じて、当該出資者の出資額（当該出資者が複数の場合は、出資の合計額）は、出資額全体の50パーセント未満でなければならない。

(2) 入札参加者の参加要件等 代表企業及び構成企業の参加要件並びに協力企業の要件は、次のとおりとする。

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。

ウ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定

を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

オ 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を含む。

カ 平成18年4月30日以前に会社法の施行に伴う改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

キ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。

ク 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

ケ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていない者であること。

コ 税を滞納していない者であること。

サ 本市が本事業についてアドバイザー業務を委託する株式会社建設技術研究所並びに同企業が当該アドバイザー業務において提携関係にあるシリウス総合法律事務所、株式会社学校文化施設研究所及び栄光測量設計株式会社又はこれらの企業と資本若しくは人事において関連がある者でないこと。

シ 第6の1に記載の事業者選定委員会の委員と資本又は人事において関連がない者。なお、実施方針公表日以降に、本事業について当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

ス 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加していない者であること。ただし、市が事業者との

基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

セ 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ソ 入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、SPCを富山市内に設立すること。なお、SPCを事業予定地内に設立することはできない。

タ 代表企業を変更することはできないこと。ただし、構成企業及び協力企業は、資格及び能力上支障がないと本市が判断する場合には、追加及び変更することができる。

(3) 各業務を実施する企業の入札参加要件等 代表企業、構成企業及び協力企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されていなければならない。また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（落札者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、延べ面積3,000平方メートル以上の官公庁が発注した小中学校（新築、増築又は改築）の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。また、主たる営業所の所在地が富山市内にある企業を少なくとも1社含めること。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、延べ面積1,000平方メートル以上の官公庁が発注した小中学校の建築一式工事（新築、増築又は改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）を有する者であること。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、延べ面積1,000平方メートル以上の官公庁が発注した小中学校（新築、増築又は改築）の工事監理実績を有する者であること。

エ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件は、それぞれ少なくとも1社が該当すること。

(ア) 富山市内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

(イ) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、公共施設又はオフィスビル等の維持管理業務の実績を有する者であること。

オ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならぬ。なお、運營業務を複数の運営企業で実施することは認めない。

- (ア) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に、学校給食センター又は調理施設を有する小中学校において、集団給食業務の実績を有する者であること。
- (イ) 学校給食センター等の集団調理施設での調理業務の経験が2年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。
- (ウ) 過去5年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。
ただし、事故を起こした場合でも、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合は除く。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 富山市教育委員会事務局統合校整備等推進室
〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
電話番号 076-443-2241
ファックス番号 076-443-2194
電子メール togoko-01@city.toyama.lg.jp
- (2) 入札説明書、契約条項等の公表 平成30年4月2日に本市ホームページにおいて入札説明書、契約条項案等を公表する。
- (3) 入札説明書、契約条項等に関する質問及び回答 入札説明書、契約条項案等の内容に関する質問を次のとおり、受け付ける。
 - ア 受付期間 (第1回) 平成30年4月2日から同年4月16日午後5時まで
(第2回) 第1回質問への回答の日から同年5月21日午後5時まで
 - イ 受付方法 電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は、受け付けない。
 - ウ 回答 (第1回) 平成30年5月上旬に本市ホームページにおい

て公表する。

(第2回)平成30年6月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

(4) 入札書類審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

ア 受付期間 平成30年7月23日から同月27日まで(富山市の休日を定める条例(平成17年富山市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出書類 入札説明書を参照すること。

ウ 提出場所 富山市教育委員会事務局統合校整備等推進室

エ 提出方法 持参すること。

(5) ヒアリング等の実施 入札参加者に対し、事業提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年9月中旬(予定)

イ 場所 決定後、入札参加者に連絡する。

4 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者に必要な資格のない者が提出した入札

(2) 事業名及び入札金額のない入札

(3) 入札参加者の記名及び押印がなく、又は判然としない入札

(4) 事業名に誤りのある入札

(5) 入札金額の記載が不明確であり、意思表示が確認できない入札

(6) 入札金額を訂正した入札

(7) 虚偽の記載がある入札

(8) 一つの入札について同一の者がした2以上の入札

(9) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札

(10) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札

(11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した入札

(12) 予定価格を上回る価格を提示した入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定基準 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会による事業提案書の審査と入札金額を総合的に評価し、落札者を決定する。

6 落札者の決定通知 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成30年9月下旬までに決定通知を行う。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 免除する。ただし、事業契約約款第34条及び第56条に基づくものとする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約の条件 落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定を速やかに合意し、SPC設立後、SPCと本市は、速やかに仮契約を締結する。なお、本事業の契約の締結については、PFI法第12条及び富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年富山市条例第68号）第2条の規定により、富山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、事業契約の締結について富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。ただし、市は、当該議案が富山市議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 契約の解除 落札者決定後、本事業の契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が2の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときは、これを解除することがある。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。